

2019年2月7日

株式会社サーバーワークス

代表取締役社長 大石 良

問合せ先：

03-5579-8029

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、中長期的な競争力の維持向上及び健全な事業の発展のため、株主、顧客、取引先、社員等すべてのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を経営の重要課題であると認識し、整備を行っております。この考え方に基づき、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本として、あらゆる法令やルールを厳格に厳守し、誠実かつ公正な企業活動を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

—

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大石 良	775,600	52.05
株式会社テラスカイ	460,000	30.87
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	65,000	4.36
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	65,000	4.36
羽柴 孝	48,000	3.22
大塩 啓行	40,000	2.68
大野 麻理	12,000	0.81

鳥笥尾 務	12,000	0.81
望月 明人	6,000	0.40
古川 尚良	3,200	0.21
ATP プラス有限責任事業組合	3,200	0.21

支配株主名	大石 良
-------	------

親会社名	なし
------	----

補足説明

<p>1. 大株主の状況は、2018年12月末日現在の状況を記載しております。</p> <p>2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入して記載しております。</p> <p>3. 2018年12月末日時点の支配株主は大石良ですが、当社普通株式の新規上場に伴う2019年3月6日から3月11日までを申込期間として行う公募・売出しにより、大石良は支配株主ではなくなる見込みであります。</p>
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	2月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社は支配株主との取引を原則として行わない方針ですが、取引を検討する場合は、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行う方針です。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

<p>該当事項はありません。</p>

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
寺嶋 一郎	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺嶋 一郎	○	—	事業会社において情報システムに関わる要職を歴任されており、その高い知見と幅広い

			<p>経験から、当社の取締役会に対して有益な助言を頂くとともに、客観的な立場から当社の経営を監督して頂けると判断し、選任致しました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考え、独立役員に指定しております。</p>
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名以内
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役及び会計監査人は、以下の項目に関して連携して行い、監査の質的向上を図っております。</p> <p>①相互の監査計画の説明及び報告</p> <p>②定期的な面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化</p> <p>③現金実査または物件視察の立会い等</p> <p>監査役及び内部監査室は、以下に基づき全般的に連携して監査を実施し、監査の質的向上を図っております。</p> <p>①相互の監査計画の説明及び報告</p> <p>②定期的な面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化</p> <p>③現金実査または物件視察の立会い等</p> <p>会計監査人と内部監査室は、以下の項目に関して定期的に情報共有を行っております。</p> <p>①相互の監査計画の説明及び報告</p> <p>②定期的な面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化</p>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井上 幹也	他の会社の出身者										△			
鳥笥尾 務	他の会社の出身者													
兵法 繁壽	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 幹也	○	同氏は、2014年3月まで当社のクラウド事業における取引先である丸紅株式会社において業務執行者を務めておりましたが、同氏が所属していた営業部門は同社のクラウド利用にかかる取引の業務執行部門ではないこと及び同社と当社との取引の規模は本届出直近事業年度の当社の売上高に占める割合が10%未満であること並びにその取引内容の性質に照らして独立性基準に抵触する取引先には該当しないことから、株主・投資	情報通信業界での豊富な経験・見識に基づき、主として事業活動・経営について高度な視野で監査頂きたいため、選任致しました。また、同社と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考え、独立役員に指定しております。

		者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	
鳥笥尾 務	—	—	事業会社での財務会計にかかる豊富な経験に加え、上場企業（テラスカイ）の常勤監査役の経験・見識に基づき、主として財務会計分野において、高度な視野で監査頂きたいため、選任致しました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考えております。
兵法 繁壽	—	—	証券業界、金融関係の会社等における金融業界での豊富な経験、金融商品取引法・会社法などの高い見識に基づき、主として金融・法務分野において高度な視野で監査頂きたいため、選任致しました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を独立役員に指定しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績並びに企業価値の向上に対する意欲および士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員が、経営および業績向上への参画意識を高めるとともに企業価値の向上に積極的に関与していくことを目的として、付与対象者を決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは主としてシェアードサービス部が行っております。取締役会資料は事前に配布し、十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明、質問等への回答などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分並びに重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されており、原則として月に1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた際に臨時取締役会を都度開催しております。また、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤社外監査役1名及び非常勤監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則として月に1回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款・規程等の遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。また、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

会計監査人

会計監査人は、有限責任あずさ監査法人の業務執行社員2名及び監査業務に係る補助者5名で構成されており、金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する決議・協議および諮問機関として設置しております。常勤取締役3名を構成員として、各部長及び常勤監査役が同席し、原則として週に1回の経営会議を開催して、経営に関する重要事項の協議等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、全取締役及び監査役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。

社外取締役及び社外監査役の豊富な経験、高い見識に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることで取締役会の機能を高めるとともに、業務執行については法令・定款・規程にしたがって経営会議に授権することで経営及び執行の質とスピードの向上を図っております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、他社の集中日を避けるとともに、株主が出席しやすい場所(公共交通機関の主要な駅の周辺等)を確保してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現在は対応しておりませんが、将来は議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後は、第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を開催することに加え、必要に応じて機関投資家への訪問を実施し、株主、投資家の皆様と直接的なコミュニケーションを充実させることを計画しております。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、IR活動やIR資料などの当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的な開示を実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は、シェアードサービス部を担当部署として行います。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示マニュアル及びフェア・ディスクロージャー・ルールマニュアルにおいて、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	日本赤十字社様のプロジェクトを通してその活動に賛同し、寄附を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示マニュアルの整備及びフェア・ディスクロージャー・ルールマニュアルの整備に努め、情報提供の公平性を図ります。また、適時開示及び当社ホームページを通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
- (2)コンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
- (3)取締役及び使用人がコンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱するとともに、重要と判断した事例については代表取締役社長に報告する。又、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。又、コンプライアンス相談窓口を設置する。
- (4)監査役及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役会に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
- (2)取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。
- (3)文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ管理責任者を定め、まず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。
- (2)当該損失危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。又、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として経営会議を原則毎週1回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図

る。

(2)取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。

5. 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。

(2)コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。

(2)監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。

(3)監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項

取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。又その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。

①重要な機関決定事項

②経営状況のうち重要な事項

③会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

④内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項

⑤重大な法令・定款違反

⑥その他、重要事項

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取り組み状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(b) 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署をシェアードサービス部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する総括責任者として、取締役大塩啓行を選任しております。

また、反社会的勢力排除の体制構築及び反社会的勢力による不当要求への対応について、「反社会的勢力対策規程」を制定しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(イ). 新規取引先・株主・役職員について

新規取引先について、インターネット検索、日経テレコンによる情報検索等により審査した後、経営管理部が反社会的勢力の該当性を判断しております。また、取引の開始時には、各種契約書等で、反社会的勢力に該当しないことを明記することとしております。

(ロ). 既存取引先等について

既存取引先等に対しては、通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、定期的に調査・確認を実施する方針であります。

(ハ). 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社経営管理部を窓口として、警察の他、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を行う方針であります。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社シェアードサービス部において、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

(f) 研修活動の実施状況

当社シェアードサービス部は、今後役員及び全従業員を対象とした研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化に努めます。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

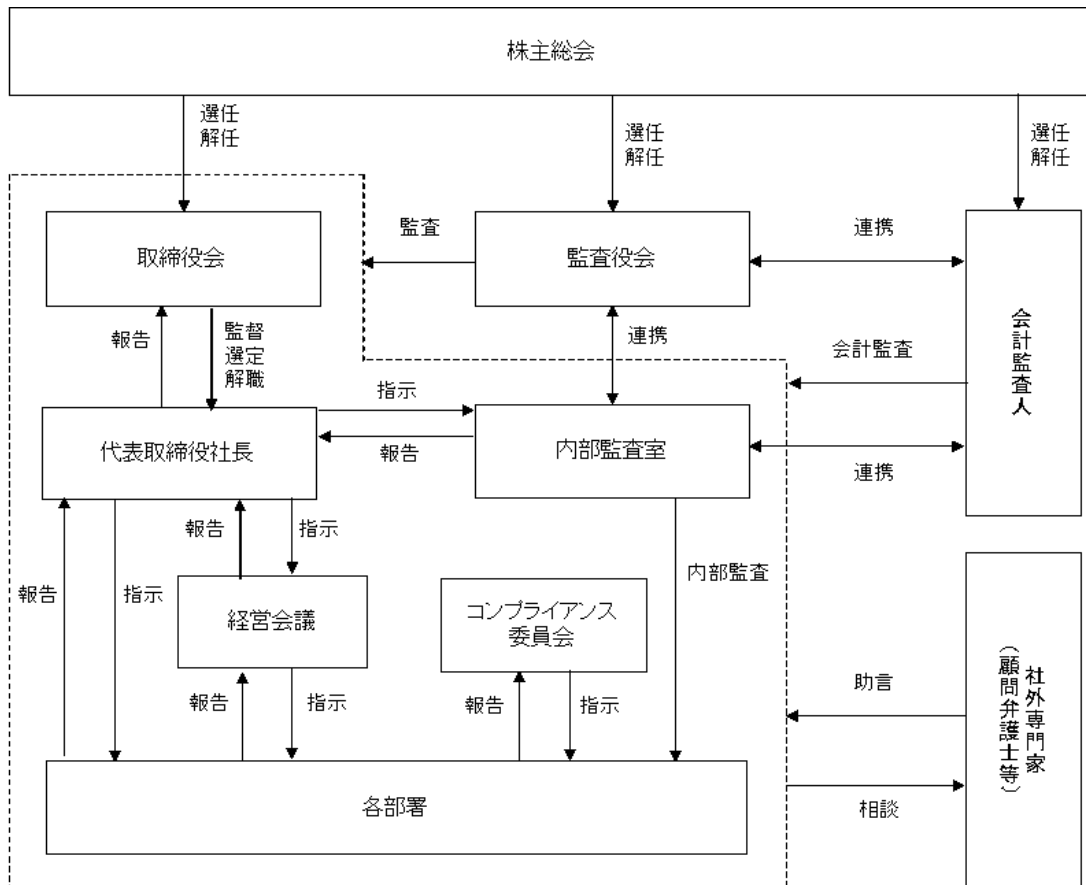
買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項






当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

(1) 決定事実・発生事実に関する情報

開示フロー	必要手続き等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">決定事実・発生事実に関する情報が生じた部門</div> 	<p>① 決定事実・発生事実に関する情報が生じた部門は、シェアードサービス部に報告を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">シェアードサービス部 関連部門</div>	<p>② シェアードサービス部は、適時開示責任者に報告を行い、必要に応じて関連部門を含めて開示要否を検討・協議する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適時開示責任者</div>	<p>③ 適時開示責任者は、開示が必要と判断した場合はシェアードサービス部に開示資料案作成を指示し当該開示資料案をチェックする。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">シェアードサービス部</div>	<p>④ 適時開示責任者は、チェック後の開示資料案について、経営会議または代表取締役社長の承認を得て、取締役会等の決定機関へ上程する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適時開示責任者</div> 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">経営会議 代表取締役社長</div> 	<p>※ 開示資料の承認 ※ 取締役会等の決定機関への上程</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">取締役会等</div> 	<p>※ 開示の最終決定 ※ 詳細事項の決定を代表取締役社長へ委任することの決議</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適時開示責任者</div> 	<p>⑤ 適時開示責任者は、取締役会等の機関決定後、開示資料の最終チェックを行いシェアードサービス部に開示を指示する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">シェアードサービス部 ウェブサイト担当者</div>	<p>⑥ シェアードサービス部及びウェブサイト担当者は、TDnetへの提出及び当社ホームページへの掲載にかかる手続きを実施する。</p>

(2) 決算情報、業績予想・配当予想等の修正に関する情報

開示フロー	必要手続き等
<p>決算情報、業績予想・配当予想等の修正に関する情報</p>	<p>※シェアードサービス部が決算情報、業績予想・配当予想等の修正に関する情報を認識</p>
<p>↓</p>	
<p>シェアードサービス部 関連部門</p>	<p>①シェアードサービス部は、適時開示責任者に報告を行い、必要に応じて関連部門を含めて開示要否を検討・協議する。</p>
<p>適時開示責任者</p>	<p>②適時開示責任者は、開示が必要と判断した場合はシェアードサービス部に開示資料案作成を指示し当該開示資料案をチェックする。</p>
<p>シェアードサービス部</p>	<p>③適時開示責任者は、チェック後の開示資料案について、経営会議または代表取締役社長の承認を得て、取締役会等の決定機関へ上程する。</p>
<p>適時開示責任者</p>	
<p>↓</p>	
<p>経営会議 代表取締役社長</p>	<p>※開示資料の承認 ※取締役会等の決定機関への上程</p>
<p>↓</p>	
<p>取締役会等</p>	<p>※開示の最終決定 ※詳細事項の決定を代表取締役社長へ委任することの決議</p>
<p>↓</p>	
<p>適時開示責任者</p>	<p>④適時開示責任者は、取締役会等の機関決定後、開示資料の最終チェックを行いシェアードサービス部に開示を指示する。</p>
<p>↓</p>	
<p>シェアードサービス部 ウェブサイト担当者</p>	<p>⑤シェアードサービス部及びウェブサイト担当者は、TDnetへの提出及び当社ホームページへの掲載にかかる手続きを実施する。</p>

以上